

「秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想（素案）」についての意見募集

令和3年7月27日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録が決定し、秋田県内の構成資産である大湯環状列石と伊勢堂岱遺跡への来訪者が、増加する傾向が認められています。

これに伴い、県教育委員会を事務局として、遺跡の保存や活用、観光誘客等に係る県及び鹿角市・北秋田市の関係部署、両市の地域住民や民間団体により構成される秋田県縄文遺跡群保存活用連絡会議を立ち上げ、両遺跡の保存管理、普及啓発、経過観察、情報発信、観光誘客、物販等に関する施策及び取組の方向性を示す「秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想」の策定に向けて取り組んでおります。

つきましては、基本構想の策定にあたり、皆様からの御意見を次のとおり募集します。たくさんの御意見をお寄せくださるようお願いいたします。

1 名称

秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想（素案）

2 関係資料の閲覧方法

(1) 印刷物の閲覧

閲覧場所

- ・秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室（県庁第二庁舎6階）
- ・総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）
- ・各地域振興局総務企画部地域企画課

閲覧期間 令和4年12月16日（金）から令和5年1月16日（月）まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び年末年始（令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火））を除く。

閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) インターネットでのデータ閲覧

県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」→調べる「部署別」→「教育庁」
→「生涯学習課文化財保護室」→「秋田の縄文遺跡群保存活用基本構想（素案）
についての意見募集」

3 意見の提出期間

令和4年12月16日（金）から令和5年1月16日（月）まで（必着）

4 意見の提出方法

- ・郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
- ・様式は任意です。参考として「意見提出様式」を添付しますので御利用ください。
- ・電話や口頭での受付や回答はいたしませんので、御了承ください。

5 意見提出の際の留意事項

- ・郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの方法による提出の場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。
- ・住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

6 提出された意見の公表

- ・提出していただいた御意見については、県教育委員会の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。
- ・同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。
- ・案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことを公表しますが、改めて県教育委員会の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 埋蔵文化財・世界文化遺産班

住所 : 〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1

ファクシミリ : 018-860-5193

電子メール : bunkazai@pref.akita.lg.jp